

平成28年4月25日

顧問先各位

戸田会計事務所
 所長 戸田裕陽

期限後納税のペナルティー - 延滞税、延滞金について -

平成26年4月の消費税率引上げから2年が経過しました。消費税率引上は納税者である法人・個人事業者の税負担をかなり増大させ、それに伴って消費税の滞納が増加しているようです。

税金の滞納はもちろん避けるべき事態ですが、資金繰りが厳しくやむを得ず滞納する場合も想定されます。その場合期限後納税のペナルティー「延滞税・延滞金」はどれ位になるのでしょうか。

◎「延滞税・延滞金」とは

- ①申告で確定した税額を納期限までに完納しないとき。
- ②期限後申告・修正申告を提出した場合で納付すべき税額があるとき。
- ③更生・決定の処分を受けた場合で納付すべき税額があるとき。

納期限までに納付されない本税額につき納期限の翌日から納付される日までの日数に応じて、利息に相当するものとして自動的に課される税金です。「延滞税」とは国税に関するもの、「延滞金」とは地方税に関するものです。

◎「延滞税」の計算方法

- ① 納期限の翌日から2か月までの期間

未納税額 (*1) \times 2.8% (*2) \times 納期限の翌日から納付された日までの日数/365 (円未満切捨)

*1) 未納税額の1万円未満は切捨

*2) 延滞税の税率はその年ごとに市場金利に応じて決まる。

- ② 納期限の翌日から2か月を超える期間

未納税額 (*1) \times 9.1% (*2) \times 納期限の2か月後から納付された日までの日数/365 (円未満切捨)

- ③ ①+②=延滞税の合計 (100円未満端数切捨、合計額が1000円未満なら全額切捨)

◎「延滞金」の計算方法

- ①納期限の翌日から1ヶ月までの期間

未納税額 (*3) \times 2.8% (*2) \times 納期限の翌日から納付された日までの日数/365 (円未満切捨)

*3) 未納税額の1000円未満端数切捨、未納税額が2000円未満なら全額切捨

- ②納期限の翌日から1ヶ月を超える期間

未納税額 (*3) \times 9.1% (*2) \times 納期限の1か月後から納付された日までの日数/365 (円未満切捨)

- ③ ①+②=延滞金の合計 (100円未満端数切捨、合計額が1000円未満なら全額切捨)

*源泉所得税を滞納した場合は上記の延滞税のほかに未納税額 (*1) の10%相当額の「不納付加算税」(100円未満端数切捨、合計額が5000円未満なら全額切捨)が課されます。